

令和4年度 第1回静岡市生涯学習推進審議会（第7期第5回）

日時：令和4年6月2日（木）午後1時30分

会場：葵生涯学習センター（アイセル21）3階 第31集会室

次 第

1	開会	13:30
2	新委員自己紹介	13:40
3	事務局員紹介	13:45
4	議事	
	（1）報告事項	
	ア 令和4年度第3次大綱策定のスケジュールについて 資料1-1～1-3	13:50
	イ 施設の運用改善について 資料2-1～2-5	14:20
	ウ 「こ・こ・に」ほか、事業の紹介 パンフレット	14:50
	エ 優良公民館等表彰について 資料3	14:55
5	事務連絡	15:00
6	閉会	15:10

令和4年度 静岡市生涯学習推進審議会 委員名簿

50音順・敬称略

No.	役職	氏名	所属団体等
1	会長	シラヱ 江 かさね	静岡大学 教育学部 准教授
2	副会長	シラキ 白木 賢信	常葉大学 教育学部 教授
3	委員	イノウエ 井上 美千子	特定非営利活動法人 しずおか共育ネット 代表
4	委員	ウチヤマ 内山 和俊	市民公募
5	委員	ウミノ 海野 雅夫	公益財団法人 静岡市スポーツ協会 専務理事
6	委員	キクチ 菊地 忍	静岡市自治会連合会 常任理事
7	委員	アヅサ 桑添 玲子	認定特定非営利活動法人 ヤングカレッジ 副理事長
8	委員	コヤマ 小山 弘子	ワークショップらぼ・しずおか 代表
9	委員	トモノ 伴野 栄二	市民公募
10	委員	ナカムラ 中村 和光	静岡市文化協会 常任理事
11	委員	ナカムラ 中村 百見	静岡市校長会（中島小学校校長）
12	委員	ニシ 西 美有紀	一般社団法人 草薙カルテッド 事務局
13	委員	ニシムラ 西村 賢臣	市民公募
14	委員	ヤマモト 山本 雅司	静岡市自治会連合会 副会長
15	委員	ワタナベ 渡邊 正英	市民公募

R3～R4 年度 生涯学習推進本部スケジュール(案)R4.5.31

年月	生涯学習推進課 生涯学習推進審議会	作業部会 (担当者)	幹事会 (課長級)	本部会 (局長級)
R4.1				
R4.2				【本部会①】
R4.3	【審議会④】 答申最終案の協議			<ul style="list-style-type: none"> ・大綱について説明 ・策定方針の報告 ・アンケート報告 ・スケジュール合意
R4.4	【答申手交】 4/21 審議会 → 市長			
R4.5	【登載事業全庁照会】 重要事業は特出し e x . 人材養成事業、スマホ 講座など社会的課題など	【作業部会①】 ・答申報告 ・策定方針案の共有 ・スケジュール確認 ・施策、事業検討		【本部会②】 ・答申報告 ・登載事業照会報告
R4.6	【審議会⑤】 6/2 <ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュール報告 ・運用改善報告 ・優良公民館表彰報告 		【幹事会①】	
R4.7				【本部会③】 (重要政策検討会議相当)
R4.8	【審議会⑥】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の建替、改修状況報告 ・現大綱登載事業進捗報告 ・パブリックコメント 【パブリックコメント】 大綱案について			各局・各課において登載事業等の企画立案・予算要求準備
R4.9				
R4.10	【審議会⑦】 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント報告 ・第3次大綱最終案 		【幹事会②・作業部会②】 同時開催 <ul style="list-style-type: none"> ・パブコメ結果報告 ・大綱最終案検討 	
R4.11				【本部会④】 (経営会議相当) 大綱策定
R4.12	【郵送】 ・大綱策定報告			
R5.1	大綱印刷製本			
R5.2	2月議会・教育委員会報告 関係各所へ大綱配付			
R5.3	【審議会⑧】 <ul style="list-style-type: none"> ・運用改善報告 			

令和 4 年度 静岡市生涯学習推進審議会 実施内容 (案)

日時・会場	会 議 内 容
第 1 回 (第 7 期第 5 回) 6 月 2 日 (木) 13:30~15:30 葵生涯学習センター (アイセル21) 3 階 第31集会室	・ 委員紹介 (今年度新規委員 2 名のみ) 【報告事項】 1 令和 4 年度第 3 次大綱策定のスケジュールについて 2 施設の運用改善について 3 「こ・こ・に」ほか、事業の紹介 4 優良公民館等表彰について
第 2 回 (第 7 期第 6 回) 8 月 予 定	【報告事項】 1 生涯学習施設の建替・改修状況について 2 大綱推進計画の令和 3 年度実績及び令和 4 年度計画の報告 【審議事項】 1 パブリックコメントに対する意見について
第 3 回 (第 7 期第 7 回) 10 月 予 定	【報告事項】 1 パブリックコメント結果報告について 【審議事項】 1 第 3 次大綱最終案に対する意見について
(書面)	大綱策定報告
第 4 回 (第 7 期第 8 回) 3 月 予 定	【報告事項】 1 運用改善進捗状況報告

運用改善進捗状況

資料 2-1

運用改善の基本的考え方

2022/6/2 生涯学習推進審議会資料

利用者意見を踏まえた施設利用における利便性向上を図り、**利用者視点に立った運用改善**に取り組んでいく。

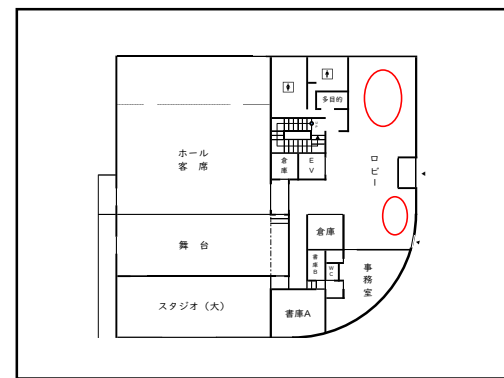
検討事項	現状	課題と取組状況	実施時期
【自由利用スペースの整備・利用促進】 利用者意見聴取にて発案	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せや作業、休憩などを気軽にできる場所が少ない。 ● ロビーなどに机、椅子があるが使っている様子がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せや作業、休憩などを気軽にできる場所（以下「自由利用スペース」）の整備が必要である。 →ロビーなどに設置されている既存の机やイスを自由利用スペースとして位置づけ、PRシートの作成、HPなどにより広報し利用を促進する。 ● 使いやすく魅力的に感じられる自由利用スペースの整備が必要である →使いやすく魅力的な什器等による自由利用スペースを試行的に設置し、他の施設のモデルとして運用する R2 北部生涯学習センター R3 浜田生涯学習交流館 	令和2年度以降 継続実施
【センター利用に関するキャンセル運用の弾力化】 利用者意見聴取にて発案	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己都合で利用しなくなった場合はキャンセルできず使用料が還付されない。 ● 利用しなくなった場合にキャンセルするインセンティブが働かずキャンセルされないため、他団体が利用することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己都合であっても使用料を支払わずにキャンセルできるようにする必要がある。 →予約段階（規則に基づく利用申請前）であれば、キャンセルできるようにする。ただし、キャンセルを前提とした予約の濫用を防ぐため、一定数のキャンセルを行った場合に申込制限等を行う。 ● 使用しない場合に他団体が利用できるようにキャンセルを促す必要がある。 →キャンセルをしやすくするとともに、キャンセルをしなかった場合に申込制限等を行うなどしてキャンセルを促す。 	令和4年度以降実施
【公共的団体の認定要件と認定期間の見直し】 ワーキンググループにて発案	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共的団体の認定期間に定めがなく最新の団体情報が把握できていない。 ● 認定要件が明確でなく、生涯学習団体と思われる団体も公共的団体として利用させている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先利用の適正な運用を行うために、最新の団体情報を把握する必要がある。 →認定要綱を改正し、認定期間を設け、定期的に認定申請・許可することにより正確な団体情報を把握し、優先利用の適正な運用を図る。 ● 認定要件（公益性）の明確化を図る必要がある。 →運用マニュアルを改正し、公共的団体の認定要件を明確化する。 ◎令和5年度利用分の認定申請から適用予定	令和4年度
【使いやすい予約制度の確立】 利用者意見聴取にて発案	<ul style="list-style-type: none"> ● 予約ルールが明確でなく、利用者に周知されていない。 ● 多数の集客を伴う利用を想定し整備されている葵センターのホール（以下「葵ホール」）について、利用申請期間が短く、狙い通りの利用がされていない。そのニーズが把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予約ルールを明確化し、公表する必要がある。 →予約ルールを明文化し公表・周知する。 ● 葵ホールの利用申請期間の早期化についてニーズを把握する必要がある。 →葵ホールの早期優先予約制度（6月前から）を試行しニーズの掘り起こしと運用に伴う課題の抽出を行う。 ※一定のニーズが把握できた場合、規則改正し本運用に移行 ※令和5年1月利用分から1年間 	令和4年度

(案)

蒲原生涯学習交流館

住所：清水区蒲原新田一丁目21番1号 電話番号：054-385-4331

1階 ロビー



利用可能時間 9：00 ～ 21：00 最大24人使用可能

利用可否	打合せ	学習（自習）	読書	飲食	Wifi環境
	○	○	○	○	○

・自由利用スペースには予約制度、使用料は設けません。他の利用者も使えるよう譲りあってご利用ください。・周りの利用者の迷惑にならないようご注意ください。・各自ゴミの持ち帰りをお願いします。・施設の都合により、使用できない場合があります。

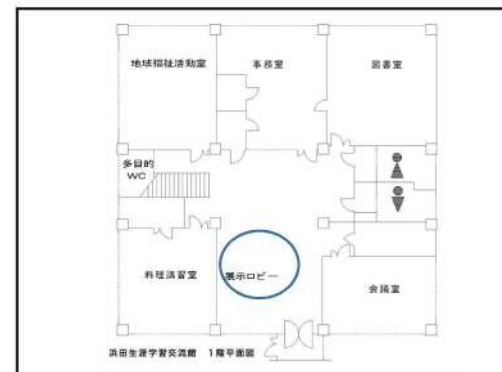


(案)

浜田生涯学習交流館

住所：静岡市清水区浜田町4-4 電話番号：054-351-3030

展示ロビー



利用可能時間 9:00 ~ 21:00 最大 4人使用可能

利用可否	打合せ	学習（自習）	読書	飲食	Wifi環境
	○	×	○	×	×

・自由利用スペースには予約制度、使用料は設けません。他の利用者も使えるよう譲りあってご利用ください。・周りの利用者の迷惑にならないようご注意ください。・各自ゴミの持ち帰りをお願いします。・施設の都合により、使用できない場合があります。



予約のキャンセル改善の比較表（案）

※施設は生涯学習センターの集会室等の諸室が対象（生涯学習交流館は対象外）

※利用者は生涯学習団体（8条3号）が対象

	3月前	2月前	1月前	利用月	説明
改善前 (現行)	10日 抽選申込	抽選 10日		利用申請期限 (7日前) 利用日	<ul style="list-style-type: none"> ● 抽選後はキャンセルできず使用料も還付されない ● キャンセルされない所以他団体が利用できない
改善後	抽選申込	利用申請前の キャンセル可	利用申請		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用申請前ならキャンセル可能 ● 利用しない場合はキャンセルされる所以他団体が利用できる

✓ キャンセルを前提とした抽選申込の濫用を防ぐため、一定数のキャンセル行った場合、抽選申込を制限する。
 ✓ 使用料の納付後は使用料の還付は不可。

条例・規則の規定：利用申請の受付は2月前から利用日の7日前まで。

（葵生涯学習センターのホールのみ3月前から利用日の7日前まで）

使用料は前納。 ※抽選によらない申請は当日まで受付

（1）公共的団体の認定制度

- ・ （市が認定した）公共的団体が公益事業を行うために利用するときに優先利用できる。（静岡市生涯学習施設条例（以下「条例」という。）第8条第2号）
- ・ 「静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取扱いに関する要綱」による認定手続きが必要。
- ・ 優先利用の内容

	生涯学習センター	生涯学習交流館
利用許可の申請開始時期 <small>（静岡市生涯学習施設条例施行規則第2条）</small>	利用日の3月前	前年度12月
	（一般利用は利用日の前月）	
使用料 <small>（条例第9条）</small>	約半額	徴収しない

（2）公共的団体の利用の現状と問題点

公共的団体の認定団体数 157団体（公共的団体に準じた利用をさせている下部団体 1621団体）

（自治会連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、文化協会、体育協会、PTA、子ども会連合会 など）

- ・ 要綱に認定期間が定められておらず、変更事項の届出もされていないため、市や施設において正確な団体情報を把握できていない
- ・ 公益事業のみが優先利用の対象となるが、公益事業であるか否かの判断が難しい
- ・ 公共的団体に準じた利用をさせている下部団体が乱立し、生涯学習団体と思われる団体も含まれてしまっている

解決策

① 認定期間を設ける

② 公共的団体の要件（公益性）の明確化

（3）認定期間について

- ・認定されてから年度末までを認定期間とし、毎年度申請・認定するよう要綱を改正する
- ・団体名、代表者などの変更時における届出書書式を追加するよう要綱を改正する

（4）公共的団体の要件（公益性）の明確化について

「静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取扱いに関する要綱」第3条

公共的団体は、厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体、地縁団体その他公益の実現を目的とする団体であつて、次の条件のすべてを満たすものとする。

- (1) 静岡市内に事務所があること。
- (2) 団体の名称、代表者、目的、意思を決定する組織及び活動の内容を定め、かつ、当該団体の目的を達成するための事業を自ら執行し、経理することができる組織及び能力を有すること。
- (3) 国、静岡県又は静岡市(以下「国等」という。)が、国等の所管する事業に関連する公益事業を行う団体として認めること。

- 公共的団体の要件(公益性)を団体目的や利用内容等から明確化して認定し適正な利用を促していく。
- ・単なる生涯学習団体は除く
 - ・団体目的や利用内容等の具体例により範囲を限定していく

（5）スケジュール

R4.6月 要綱改正

7月 現在の公共的団体へ周知開始

8月 現在の公共的団体へ認定申請書提出依頼

10月 新公共的団体へ認定通知

11月 8条3号、9条認定団体への移行が想定される団体への申請案内

12月 公共的団体の利用申請開始 9条団体の予約受付(交流館のみ)

(案)

葵生涯学習センターホール早期優先利用（試行）募集要項

- 1 目的 多数の集客を伴うイベント等の広報が必要な行事によりホールを利用する場合の早期予約の需要を把握するために、静岡市生涯学習施設条例8条4号に基づき、試行的に葵生涯学習センターのホール利用に関して通常の利用申請の時期より早期に予約を受け付ける。
- 2 試行期間 令和5年1月～令和5年12月利用分まで
- 3 応募資格 次の条件を満たす事業での利用
(1) 葵ホールの利用であること（講師及び出演者控室、リハーサル、託児等本利用に伴い利用する諸室も併せて予約可能。但し、必要最小限の利用に限る。）
(2) 100人以上集客（スタッフを除く）予定であること
(3) 発表会・講演会・上映会その他多数の集客を伴うイベント等であること
(4) 広く周知が必要な事業であること
※早期優先利用による一団体の利用可能件数は、予約しようとする日が属する年度中につき1回のみ
- 4 応募書類 次の各号に掲げる書類を持参、郵送、FAXまたはe-mailで生涯学習推進課へ提出。
なお、各生涯学習センターを通じて提出も可能。
(1) 優先利用申込書（様式1）
(2) 事業計画
(3) 事業収支予算書（会費を徴収する場合）
(4) 広報に用いる書類（チラシ案など広報計画）
(5) その他、市が必要と認めるもの
- 5 募集期間 利用する月の7か月前の10日から翌々月の20日まで
（例）令和5年1月分の利用…6月10日～8月20日
- 6 利用の申請 生涯学習推進課で審査した後、申請者及び葵生涯学習センターに通知文を送付。
申請者は通知文を持って、利用申請書を提出する。
- 7 事業報告 事業終了後、速やかに事業報告書（配布チラシ、収支決算書、実施した写真、利用許可書等）を生涯学習推進課あてに提出
- 8 その他 (1) キャンセルの場合は生涯学習推進課に申し出ること（新型コロナウイルスに起因するもののみキャンセル可とする。また、予約希望日の変更は不可）
(2) 希望日時に既に他団体が予約されていた場合は受付不可
(3) 事業終了後に早期優先利用（試行）に係るアンケートに回答

地域文化を伝承する～マップを活用した情報発信～

静岡市藁科生涯学習センター



「わらしなてくてくマップ」編集作業の



「わらしなてくてくマップ」での活動の

公民館の沿革・年表

- ・平成 元年 静岡市藁科公民館開館
- ・平成 3年 静岡県公民館連絡協議会
優良公民館表彰受賞
- ・平成20年 静岡市藁科生涯学習センターへ名称変更
- ・平成21年 指定管理者制度導入
- ・平成25年 「藁科てくてくマップをつくろう」講座実施及び
～平成29年 「わらしなてくてくマップ」1～5号発行
- ・平成30年 「わらしなてくてくマップ」展示会及び報告会
- ・平成31年 優良公民館等静岡県教育長表彰受賞

左図・写真の説明等など（PRポイントなども可）

◆「藁科てくてくマップをつくろう」事業の様子
 当事業では、地域住民の案内のもと、講座に参加した市民が地域の歴史や言い伝えなどを取材した。地域の人に聞かなければ知りえない情報を得ることができた。取材を受ける地域住民にとっては「地域の魅力の再発見」、取材する市民としては「地域文化を見る・聴く・ふれる」機会になった。取材後は、「マップを手にした人が藁科地域に来てみたいと思うか」という視点のもとマップの編集を行い、「わらしなてくてくマップ」と題して5年間で15地域を取り上げ、全5号を発行した。

1. 都道府県名	静岡県	3. 公民館対象人口	28661人	5. 来館者のインターネット接続環境	無し
2. 市区町村名	静岡市葵区	4. 建物設置年月日	平成1年3月31日	6. 来館者のインターネット接続最大端末数	0台
7. 運営主体	<input type="checkbox"/> 市町村教育委員会 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者（公益財団法人静岡市文化振興財団） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
8. 来館者数	<input checked="" type="checkbox"/> 学級・講座 2334人 <input checked="" type="checkbox"/> 貸館、サークル活動 19707人 <input type="checkbox"/> 講演会、展示会等 <input type="checkbox"/> その他 0人（ ）				合計 22,041人
9. 職員数	<input checked="" type="checkbox"/> 専任 4人 <input type="checkbox"/> 兼任 0人 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 4人 <input type="checkbox"/> ボランティア協力者 0人 （職員のうち社会教育主事有資格者の数 1人 職員のうち社会教育士の数 0人）				合計 8人
10. 予算	<input type="checkbox"/> 市区町村予算 <input checked="" type="checkbox"/> 委託金 <input type="checkbox"/> 自治組織等予算 <input type="checkbox"/> 寄附等 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
11. 公民館運営審議会	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> その他（藁科生涯学習センター運営委員会）				
12. 公民館が実施している、もしくは、関わっている取組・事業の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て支援 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭教育支援 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの体験活動 <input type="checkbox"/> 子ども食堂 <input type="checkbox"/> 若者のまちづくり参画 <input checked="" type="checkbox"/> 健康づくり <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の学び支援 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者の学び支援 <input checked="" type="checkbox"/> ICTの活用 <input checked="" type="checkbox"/> 防災 <input checked="" type="checkbox"/> 地域学校協働活動 <input type="checkbox"/> コミュニティ・スクール <input checked="" type="checkbox"/> ボランティア養成 <input checked="" type="checkbox"/> 地域資源を活用したまちづくり <input type="checkbox"/> 日本語を母語としない住民の学び支援 <input type="checkbox"/> 自主夜間中学 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
13. 施設の特徴、魅力	<input checked="" type="checkbox"/> 複合施設 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 生涯学習センター <input checked="" type="checkbox"/> その他（同敷地内に保健福祉センター、市民サービスコーナー） <input checked="" type="checkbox"/> 自由記述（複合施設である利点を活かし、毎月のイベントニュースの発行や、文化祭などの連携事業の実施。）				
14. 各種事業等で連携・協働している団体等（団体名記述）	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所 <input checked="" type="checkbox"/> 小中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> NPO <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> 青少年教育施設 <input checked="" type="checkbox"/> その他 服織学区自治会連合会、服織地区社会福祉推進協議会、服織中学校区小中一貫教育運営協議会、服織中学校区青少年健全育成会、静岡音楽館、静岡科学館、静岡市美術館				

静岡市藁科生涯学習センター

OPEN 9:00～21:30
TEL 054-278-4141

HP <https://sgc.shizuokacity.jp/>
SNS Twitter、Facebookともに @shizuoka_sgc





1. 取組を進めた要因・背景、地域課題、住民ニーズなど

静岡市の北西に位置する藁科地域は、人口増加傾向にある服織地域と従来の農山村地域（奥藁科）を内包する地域である。藁科川を中心に広がる地域は周囲の山々等の自然が充実しており、歴史的な「名所・旧跡」も豊富に残る地域で、山間地域ならではの伝承、生活文化が残っている。しかし近年、住民の高齢化や過疎化、核家族化等の社会変化の中で、地域文化の伝承が困難となっている実態が見受けられる。そのような状況の中、地域文化の発掘を行い、情報の収集及び保存・発信に重点を置いた事業を行うことが重要であると考えた。

2. 取組内容（力を入れている活動、特徴的な活動、地域課題解決の活動、運営の工夫など）

【わらしなステキを歩いてつなぐてくマッププロジェクト(地域資源を活用したまちづくり)】

●上記の要因から平成25年度から5か年計画で、地域住民の案内のもと、講座に参加した市民が藁科川流域の地域の歴史や文化について取材した内容をマップにまとめ情報発信するプロジェクトを実施した。歴史ある寺社仏閣、藁科川の美しい風景、美味しい地場産品や各地に自生する植物、富士山の絶景ポイントなど、講座に参加した市民それぞれの視点で地域の魅力を探したことで、バリエーションに富み、地域の魅力をふんだんに盛り込んだマップが完成した。5年間で15地域を取り上げ、全5号を発行した。

●案内を各地域の住民に依頼したことで、その地域の住民しか知りえない貴重な情報を得ることができ、案内者自身にとっても地域の魅力を改めて見直す機会となった。加えて地域住民が今まで培ってきた能力や知恵を外部に還元し、他者に必要とされることが「生きがい」に繋がり、地域の活性化の一助とすることができた。

●平成30年度には5か年の取組・成果について地域内外へ広く報告する為、「藁科地域マップ作り報告会」と「てくてくマップ展示会」を開催した。報告会ではマップ制作を振り返りながら、藁科地域の魅力について語り合った。展示会では白地図上に取材したメモや写真を添付して、5年間分の取材内容を紹介した。平成30年度以降もマップを活用したウォーキング講座等を行い、藁科地域の魅力を体験、学習できる講座を継続している。



地域取材時の様子



展示会でのパネルの一例

3. 取組による成果や効果

【活動による成果・効果】

- マップという形で記録・可視化することにより、情報の収集及び保存・発信することができた。またマップのデザインや紙質にも配慮し、保存性の高い資料とすることができた。
- 地域住民を巻き込み自発的活動を促すことで、まちづくり、人材育成に繋げることができた。
- 地域の魅力を再発見し、伝統文化や景勝保存の意識を高めることができた。

【これまでの取組全体による効果・成果】

- 生涯学習センターを拠点とした人的ネットワークが構築され、史跡や、その整備状況などを確認できるようになり、藁科地域の情報発信の拠点として機能している。
- 各自治会や地域団体と地域の課題を共有し、良好な関係を構築することができた。



完成したマップを手に記念撮影

4. 取組の検証・改善を行う仕組み・方法

- 近隣小中学校長、自治会関係者、利用団体代表等7名で構成する生涯学習センター運営委員会を年間2回以上開催。センターの現状や課題、改善点等を議論し、地域の団体と協力・連携したPDCAを意識した運営を行っている。
- 「利用者の声アンケート」や「講座受講者アンケート」を実施。調査結果を検証し、事業計画に反映している。
- 地域学校協働活動については中学校区小中一貫教育運営協議会で行っている。(センター長が委員として参加)

5. 公民館として大切にしていること、大切にしている考え

人が集い、学び、その成果が新たな学びをもたらす、成果を活かすことで、生き生きとした街になることを目的とした活動の地域拠点となる。また、少子高齢化等様々な理由により、地域コミュニティの役割は拡大しており、地域課題の把握と解決に向けた取り組みを行い、市民主体のまちづくりを推進する地域人材の育成を推進することで、地域コミュニティの核となる施設を目指す。



文化祭ステージ部門の様子

6. これから公民館をどのようにしていきたいか。次の仕掛けやビジョンなど。

1)学び（新たな知識、経験がいつでも得られる生涯学習センター）、2)地域（地域とともにある生涯学習センター）、3)集い（世代を超えて集い、活躍できる生涯学習センター）、4)人材育成（市民主体のまちづくりにおける人材育成と支援）の4つの重点方針を設定し、その実現に努める。



地域団体との共催事業の様子

令和3年度 優良公民館等静岡県教育長表彰について

静岡県教育委員会教育長は、静岡県内の公民館及び、公民館と同等の社会教育活動を行う施設の活動を奨励するため、優良公民館等静岡県教育長表彰を行っています。

今年度は、静岡市からは大里生涯学習センターと岡生涯学習交流館が表彰されましたのでお知らせします。

1 静岡市の被表彰公民館

公民館名	事業名
静岡市大里生涯学習センター	地域探訪プロジェクト
【活動概要】 大里生涯学習センターでは、地域の特徴である「川と水」をキーワードとして地域の歴史・文化等を再発見する各種事業に取り組み、その研究成果のまとめとして平成29年度に周辺地域在住の受講者と共に「大里かるた」を制作した。「大里かるた」で取り上げた文化財等への理解を深め地域への愛着を涵養するために「ウォーキングコースの設定」や「ウォーキングガイドの養成」を行っており、副読本の制作にも取り組んでいる。また、「大里かるた」大会を開催し、「大里かるた」の普及啓発にも努めている。	
	
	

公民館名	事業名
静岡市岡生涯学習交流館	防災勉強会（避難所運営ガイドブック説明会）並びに東日本大震災オンライン語り部講座

【活動概要】

当館は静岡市立清水桜が丘高等学校と一部複合施設となっており、災害時の避難施設として指定されていることから、共同で勉強会の開催や避難所運営ガイドブックの作成、地域住民向けの説明会を開催した。さらに、令和3年3月に10年を迎えた東日本大震災の教訓から学ぶ「東日本大震災オンライン語り部講座」を開催した。

また、作成した避難所運営ガイドブックをもとに、年に1回地域の連合自治会や小中学校、高校と防災連絡会を開き、訓練や情報交換等を行っている。



2 表彰式の概要

日時：令和4年1月14日（金） 10:35～11:00

場所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」（静岡市駿河区馬淵1-17-1）

